

# 令和6年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

## I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

## II 改正内容等

### 建設工事に係る改正

- 1 予定価格の事後公表の拡大【令和6年6月～】** (P3)  
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 2 主任技術者等の配置条件の改正【令和6年4月～、令和6年6月～】** (P4)  
技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、主任技術者等の配置条件を見直す。
- 3 年間平均完成工事高要件の緩和【令和6年6月～】** (P9)  
地域の建設業者の担い手確保のため、非専任工事における年間平均完成工事高要件を緩和する。
- 4 特定建設工事共同企業体の取扱いの改正【令和6年6月～】** (P10)  
県内建設業者への技術移転により技術力を有する者を安定的に維持するため、特定建設工事共同企業体の取扱を改正する。
- 5 建設工事等における週休2日の取組の改正【令和6年4月～・6月～】** (P11)  
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 6 快適トイレ設置工事の改正【令和6年6月～】** (P14)  
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- 7 ICT活用工事の拡大【令和6年6月～】** (P15)  
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の取組を拡大する。
- 8 遠隔臨場実施工事の拡大【令和6年6月～】** (P19)  
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 9 建設工事に係る総合評価落札方式の改正【令和6年6月～】** (P20)  
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 10 ダumping対策の強化【令和6年6月～】** (P26)  
県発注工事等におけるダumping対策を強化し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、完成後の調査の実施など、契約後のモニタリングの仕組みを強化する。
- 11 優良建設工事等表彰制度の改正【令和6年6月～】** (P28)  
技術力の高い企業及び技術者を適切に評価するため、優良建設工事等表彰制度を改正する。

12 **建設業退職金共済制度の履行確保の取組強化**【令和6年6月～】 (P30)  
建設労働者の雇用労働条件の改善を図るため、工事契約時における建設業退職金共済制度の履行状況の確認を強化する。

13 **土木工事等における中間検査の運用の改正**【令和6年6月～】 (P31)  
技術に優れた優良な企業の確保・育成に向け、工事成績の良好な建設業者の中間検査の緩和など、中間検査の運用を改正する。

#### 測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

14 **管理技術者の配置条件の改正**【令和6年6月～】 (P32)  
技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、管理技術者の配置条件を見直す。

15 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和6年6月～】 (P33)  
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

#### 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

16 **C I M推進モデル業務及びC I M活用工事の拡大**【令和6年6月～】 (P36)  
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、C I M推進モデル業務及びC I M活用工事を拡大する。

17 **一抜け方式の要件緩和**【令和6年6月～】 (P37)  
入札不調・不落を防止するとともに、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行を推進するため、一抜け方式の要件の緩和等を行う。

18 **電子保証の導入**【令和6年6月～】 (P38)  
契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入する。

#### その他

19 **談合情報対応マニュアルの改正**【令和6年6月～】 (P40)  
入札契約に係る不正排除を徹底し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、談合疑義事実に関する対応ルールを整備する。

#### 入札参加資格認定等に係る改正

20 **令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P41)  
建設工事の担い手の確保・育成を促進するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に関する事項を追加する。

## 1 予定価格の事後公表の拡大について

### 1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

### 2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額	入札参加資格	設計金額	入札参加資格
1.0億円以上	・土木一式工事	1.0億円以上	・全業種
1.5億円以上	・建築一式工事 ・プレストレストコンクリート工事 ・電気工事 ・管工事		
2.5億円以上	・機械器具設置工事 ・電気通信工事		
5.0億円以上	・上記以外		

### 3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

## 2 主任技術者等の配置条件の改正について

### 1 趣旨

技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、主任技術者等の配置条件を見直す。

### 2 内容

#### (1) 技術者の配置条件の標準化

県発注工事における技術者配置について、県独自に定めていた規制等を廃止し、技術者の配置条件を標準化する。

#### ア 公告時点での技術者の専任指定の廃止（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

工事毎に発注者が予め公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、契約金額により、建設業法に則った適正な技術者を配置することとする。

改正前	改正後
設計金額により発注者が専任を指定 ※ 設計金額4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上の場合は入札金額に関わらず専任配置が必須	契約金額により受注者が適正な技術者を配置 ※ 契約金額4,000万円以上（建築一式工事8,000万円）以上の場合は専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法第26条第3項】

#### イ 8,000万円以上の監理技術者の必置規制の廃止（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

請負対象設計金額が8,000万円以上である場合、入札参加資格要件として、予め監理技術者の資格を有する者の専任配置を求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、建設業法に則った適正な技術者を配置することとする。

改正前	改正後
下請予定金額に関わらず発注者が監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※ 設計金額8,000万円以上の場合	下請予定金額により受注者が監理技術者の有資格者を配置 ※ 下請金額が4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上の場合は監理技術者を配置【建設業法第26条第2項】

※ 設計金額8,000万円以上である場合に、特定建設業許可を有することを入札参加資格要件とする運用も合わせて廃止する。

#### ウ 経營業務の管理責任者の現場配置の制限緩和（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

現場配置を一律禁止している経營業務の管理責任者について、営業所の専任技術者に準じて、一定の条件下で主任技術者としての配置を認める。

区分	改正前	改正後
専任を要する工事	配置不可	同左
専任を要さない工事	配置不可	次の条件を全て満たす場合は配置可 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる営業所で請負契約を締結</li> <li>・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接</li> <li>・当該営業所との間で常時連絡が可能</li> </ul>

## エ 主任技術者等の兼務制限の改正（令和6年4月1日以降に指名・公告等）

災害復旧の進捗を踏まえ、災害復旧工事等に係る特例措置を廃止するとともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者等の兼務制限を改正する。

### (ア) 主任技術者の取扱い

金額	改正前（請負対象設計金額）	改正後（請負金額）
8,000万円	<p><b>兼務不可</b></p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	<p><b>2件以内</b></p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
	<p><b>3件以内</b></p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が15km程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	
4,000万円 (8,000万円) (※1)	<p><b>5件以内</b></p> <p>○同一市町内(※2)の工事(※4)に限る ※災害復旧工事を除く(※5)(※6)</p>	<p><b>兼務制限なし</b></p>
500万円 (1,500万円) (※1)	<p><b>兼務制限なし</b></p>	<p>同左</p>

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

なお、設計金額5,000万円以上の低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※4 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※5 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※6 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

### (イ) 現場代理人の取扱い

請負金額	改正前	改正後
8,000 万円	<p><b>兼務不可</b></p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が 25km 程度の公共工事に限り5件以内 (監理技術者の場合は兼務不可)</p>	<p><b>2 件以内</b></p> <p>○対象工事が、主任技術者の兼務が可能な条件を満たす場合に限る (監理技術者を配置した工事での兼務は不可)</p>
	<p><b>3 件以内</b></p> <p>○同一市町内(※2)で密接な関係(※3)があり、相互の間隔が 15km 程度以内の公共工事に限る (監理技術者の場合は兼務不可)</p> <p>○災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※3)があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内</p>	
4,000万円 (8,000万円) (※1)	<p><b>5 件以内</b></p> <p>○同一市町内(※2)の公共工事に限る ※災害復旧工事を除く(※5)(※6)</p>	同左

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 括弧内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※2 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。
- ※3 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※5 県が業務として発注し工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※6 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

### (ウ) 適用期間

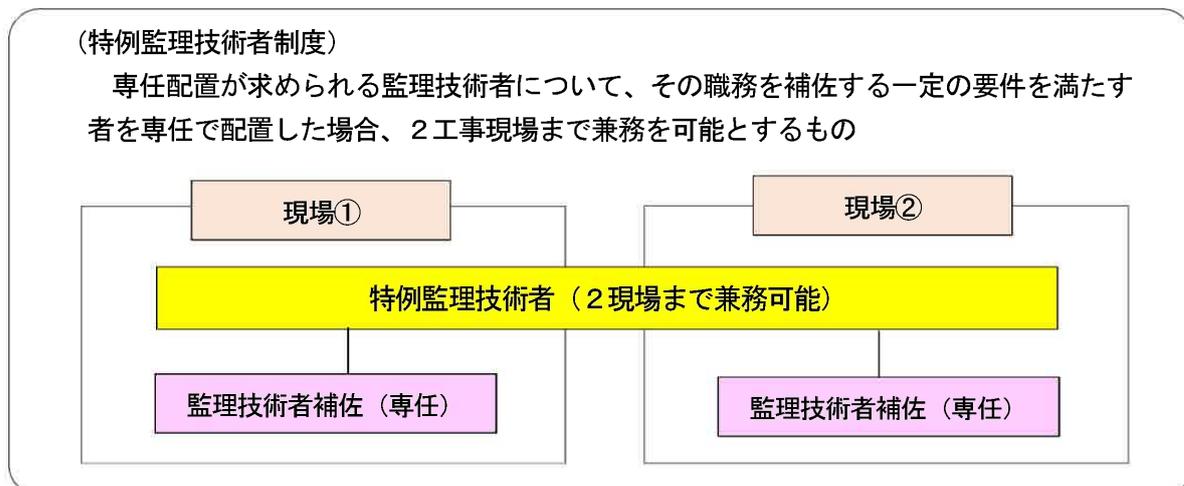
令和6年4月1日から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告等を行った工事についても当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容に関わらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

ただし、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完了し、この取扱いの範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しない。

## (2) 特例監理技術者の配置条件の明確化（令和6年6月1日以降に指名・公告等）

技術者の適正配置を推進し、工事の品質確保を図るため、特例監理技術者の配置に関する運用基準を整理する。



### ア 対象工事

#### ① 対象工事（公告に明記）

項目	基準
請負対象設計金額	2億円未満（税込）
発注方法	単体発注
低入札価格調査	調査基準価格以上

#### ② 兼務対象（資格要件確認時に確認）

項目	基準
地理条件	同一市町内※で現場間が概ね10km以内

※ 安芸郡4町については、同一市町として取り扱う。

### イ 配置条件

#### ① 監理技術者補佐（直接的・恒常的雇用関係要）を専任配置すること

・ 監理技術者補佐として従事した実績は、一般競争入札における「監理技術者や主任技術者等に準じる技術者」の実績に該当するものとして取り扱う。

#### ② 配置可能工事数は2件まで

・ 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。

#### ③ 特例監理技術者が、施工に係る主要会議に参加し、また、現場巡回及び主要工程の立合等の職務を適正に遂行すること

#### ④ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常時の連絡がとれる体制であること

#### ⑤ 監理技術者補佐の担う業務等について明らかにすること

※ ①、②については、資格要件確認時に、③～⑤については契約後に確認

(3) 配置予定技術者の全期間従事の要件緩和（令和6年6月1日以降に指名・公告等）

一般競争入札で、入札参加資格要件として配置予定技術者に求める工事实績について、対象となる工事の従事期間に係る要件を緩和する。

項目	改正前	改正後
従事 役職	・ 監理（主任）技術者 ・ 現場代理人 ・ 監理（主任）技術者に準じて 下請業者を指導する立場であ ったと認められる者	同左
従事 期間	工事の全期間に従事	次の期間を除く工事に全期間に従事 ・ 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間(※) ・ 工事を全面的に一時中止している期間 ・ 工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間

※ 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

3 施行期日

令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

2（2）及び（3）については、令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：全部局）

### 3 年間平均完成工事高要件の緩和について

#### 1 趣旨

地域の建設業者の担い手確保のため、非専任工事における年間平均完成工事高要件を緩和する。

#### 2 内容

主任技術者の専任を要さない工事について、競争入札で求める年間平均完成工事高の要件を、予定価格の二分の一以上とする。

予定価格	改正前	改正後
4,000万円以上 (8,000万円以上)	予定価格以上 なお、予定価格を事後公表する工事については、予定価格以上でその都度定めた金額以上	同左
4,000万円未満 (8,000万円未満)		予定価格の1/2以上 なお、予定価格を事後公表する工事については、予定価格の1/2以上でその都度定めた金額以上

※ 予定価格欄の括弧内の金額は建築一式工事における金額である。

※ 地域維持業務については、「予定価格」を「予定価格のうち当該業務に含まれる工事部分に相当する金額」に読み替える。

#### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

## 4 特定建設工事共同企業体の取扱いの改正について

### 1 趣旨

県内建設業者への技術移転により技術力を有する者を安定的に維持するため、特定建設工事共同企業体の取扱を改正する。

### 2 内容

公共土木施設等の維持管理のための工事について、特定建設工事共同企業体の適用対象を拡大する。

#### (1) 対象工事

	内 容
対象工事	土木構造物（橋梁、トンネル、ダム、港湾、下水道等）、建築物、設備に係る維持管理工事
適用条件	請負対象設計金額が概ね3億円以上

#### (2) 構成員

	内 容
組 合 せ	AA 又は AB
地域要件	原則県内業者（少なくとも1者は県内業者）※

※ 特例政令適用工事を除く

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に公告する工事から適用する。

(対象部局：全部局)

## 5 建設工事等における週休2日の取組について

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

### 2 内容

#### (1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務及び電気通信施設保守業務は除く。

#### (2) 週休2日の質の向上

週休2日の質の向上を図るため、これまでの対象期間全体での週休2日の取組に加え、新たに月単位での週休2日の取組を開始する。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、歴上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

#### (3) 発注方式

##### ア 令和6年4月1日から令和6年5月31日の間に指名・公告等する建設工事

現場閉所が可能な全ての建設工事を「週休2日適用工事」、現場閉所が困難な建設工事を「週休2日交替制適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。

なお、週休2日の取組は、対象期間全体での週休2日を基本とする。

##### イ 令和6年6月1日以降に指名・公告等する建設工事及び地域維持業務

###### (ア) 週休2日

現場閉所が可能な全ての建設工事及び地域維持業務（以下、「建設工事等」とする。）を「週休2日適用工事」又は「週休2日適用地域維持業務」とし、原則、発注者指定型として実施する。

なお、週休2日の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

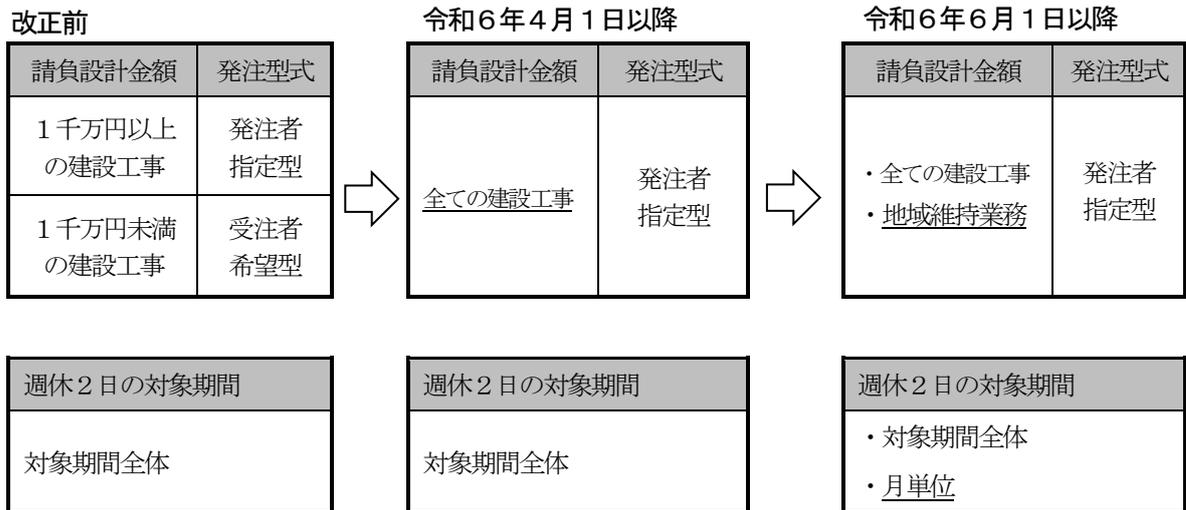
###### (イ) 週休2日交替制

現場閉所が困難な建設工事等を「週休2日交替制適用工事」又は「週休2日交替制適用地域維持業務」とし、原則、発注者指定型として実施する。

なお、週休2日交替制の取組は、月単位の取組を基本とするが、月単位の取組を達成できない場合は、対象期間全体での取組を可能とする。

#### <現場閉所が困難な例>

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等



#### (4) 工事成績評定

当初設計金額5千万円以上の「週休2日適用工事」又は「週休2日交替制適用工事」において、受注者の責により対象期間全体での週休2日又は週休2日交替制を達成できない場合、内容に応じて工事成績評定を減点する。

なお、次年度以降は全ての工事に対象を拡大する。

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する建設工事等から実施する。

なお、2(3)アについては、令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局、土木建築局(営繕課除く)、商工労働局、上下水道部)

#### 【参考】

	週休2日	週休2日交替制
週休2日等の定義	対象期間において、4週8休(対象期間の28分の8(28.5%)の日数のこと)以上の現場閉所を行ったと認められること。 ▶ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含まない現地作業も実施していない状態のこと。	対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休(対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率※が28分の8(28.5%)の水準)以上の休日を確保したと認められること。 ※ 休日率(%) =技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間

週休2日及び週休2日交替制の新たな補正係数(適用日：令和6年6月1日)

対象期間全体	月単位	合計
≪週休2日≫ 労務費：1.02 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.02 現場管理費：1.03	労務費：1.02 機械経費(賃料)：1.00 共通仮設費：1.01 現場管理費：1.02	労務費：1.04 機械経費(賃料)：1.02 共通仮設費：1.03 現場管理費：1.05
≪週休2日交替制≫ 労務費：1.02 現場管理費：1.01	労務費：1.02 現場管理費：1.02	労務費：1.04 現場管理費：1.03

※4週6休、7休の補正係数は令和6年6月1日から廃止

## 営繕工事における週休2日の取組について

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。

### 2 内容

#### (1) 対象

土木建築局営繕課の所管する全ての営繕工事を対象とする。

#### (2) 発注方式

- ア 現場閉所が可能な全ての建設工事を「週休2日適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。
- イ 現場閉所が困難な工事は「週休2日交替制適用工事」とし、原則、発注者指定型で実施する。

#### (3) 工事成績評定

当初設計金額5千万円以上の「週休2日適用工事」又は「週休2日交替制適用工事」において、受注者の責により週休2日又は週休2日交替制を達成できない場合、内容に応じて工事成績評定を減点する。

なお、次年度以降は全ての工事に対象を拡大する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

なお、2(3)については、令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

#### 【参考】

	週休2日適用工事	週休2日交替制適用工事
週休2日の考え方	対象期間において、4週8休（対象期間の28分の8の日数のこと）以上の現場閉所を行ったと認められること。 ▶ 現場閉所とは、対象期間内において、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない状態のこと。	対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日率 <sup>※</sup> が28分の8の水準）以上の休日を確保したと認められること。 ※休日率＝技術者・技能労働者の休日日数÷対象期間
対象期間	工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。 1 年末年始6日間及び夏季休暇3日間 2 工場製作のみが行われている期間 3 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業する期間	

「週休2日適用工事」及び「週休2日交替制適用工事」の補正係数		
4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	週休2日（4週8休以上） (28.5%以上)
労務費 1.01	労務費 1.03	労務費 1.05

## 6 快適トイレ設置工事の改正について

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。

### 2 内容

原則、発注者指定型の「快適トイレ設置工事」として実施する。

ただし、現場施工に着手する日から工事完成までの期間が1か月未満の工事、また工事箇所が既存のトイレに近接しているなどの理由により現場作業員が使用するトイレの設置が不要な工事については、対象外とする。

請負設計金額	発注型式		請負設計金額	発注型式
1千万円以上の建設工事	発注者指定型	⇒	全ての建設工事	発注者指定型
1千万円未満の建設工事	受注者希望型			

### 3 積算方法

発注段階においては、上限の51,000（円/基・月）を共通仮設費（営繕費）に計上し、変更契約時に「快適トイレ設置工事实施要領」に記載の「費用」の考え方にに基づき必要な費用を計上する。

### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局、商工労働局、上下水道部）

#### 【参考】

快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）	ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）	ケ サニタリーボックス
エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）	コ 鏡付きの洗面台
オ 照明設備（電源がなくても良いもの）	サ 便座除菌シート等の衛生用品
カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）	(3) 推奨する仕様、付属品
	シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	ス 擬音装置（機能を含む）
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

## 7 ICT活用工事の拡大について

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

### 2 内容

#### (1) 発注者指定型の拡大

適用工種ごとの施工規模（施工量、全体工事費）に応じて、発注者指定型（簡易型を含む）の対象を拡大する。（「発注型式イメージ」を参考に発注型式を選定）

また、CIMモデルの業務成果があるものは原則、発注者指定型で工事発注する。

#### (2) 適用工種の拡大

適用工種に港湾浚渫工を追加する。

適用工種
土工（1,000m <sup>3</sup> 以上・1,000m <sup>3</sup> 未満・小規模土工）、舗装工、舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ・路面切削）、河川浚渫（バックホウ浚渫船）、法面工、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工、 <u>港湾浚渫工</u>

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局）

#### 【参考】

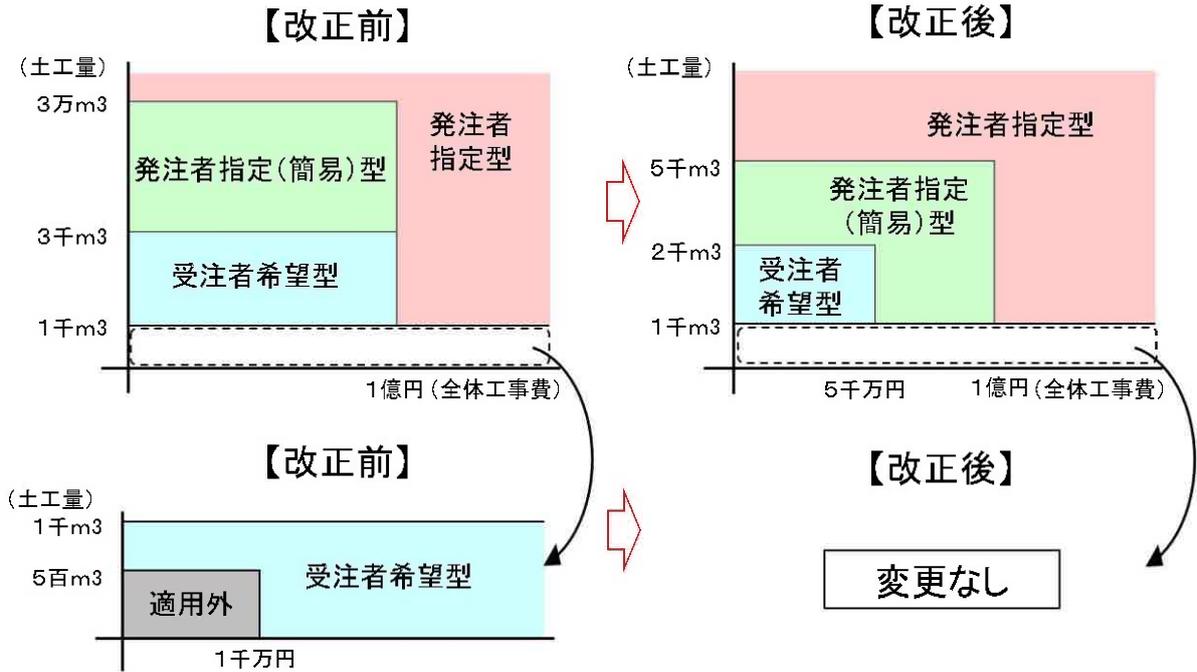
ICT活用工事（土工1,000m<sup>3</sup>以上）の例

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の <u>全ての段階</u> でICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	(1)～(5)のうち、 <u>部分的に</u> ICT施工技術を活用する。 (1) 3次元起工測量【任意】 (2) 3次元設計データ作成【必須】 (3) ICT建設機械による施工【任意】 (4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】 (5) 3次元データの納品【必須】
} 【必須】	

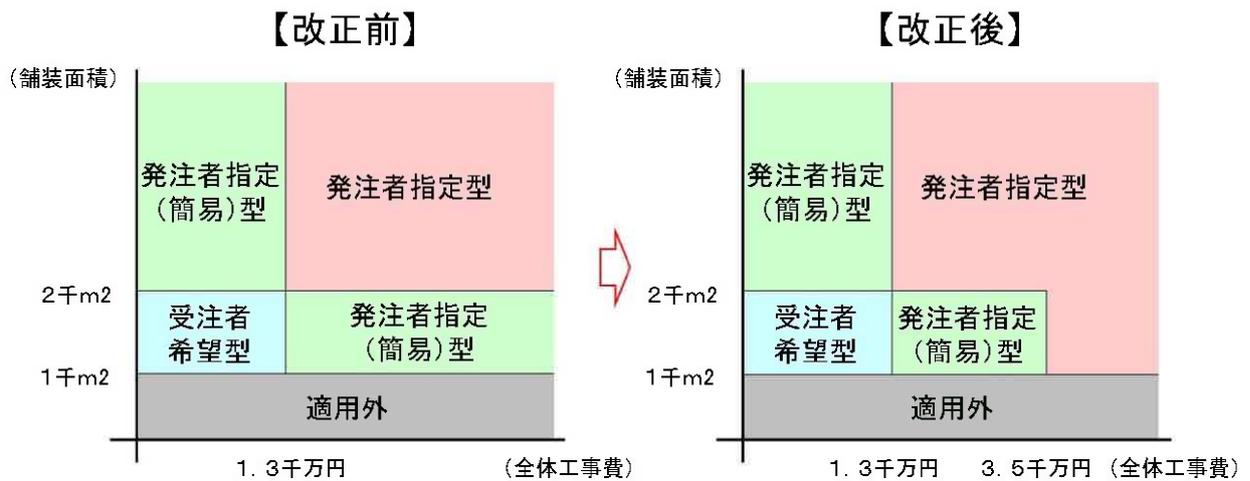
発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

# 発注型式イメージ

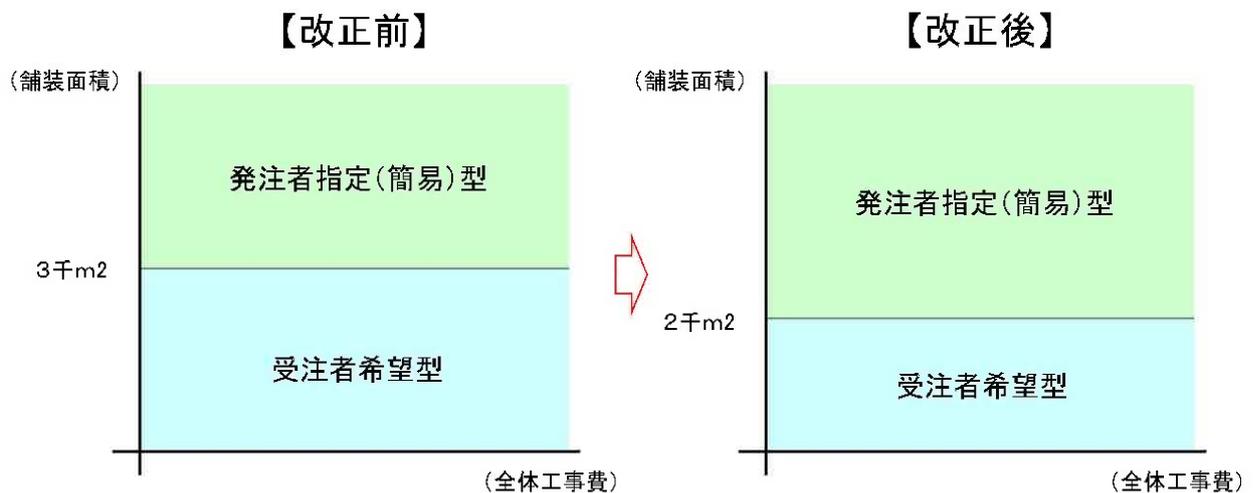
## 1 土工



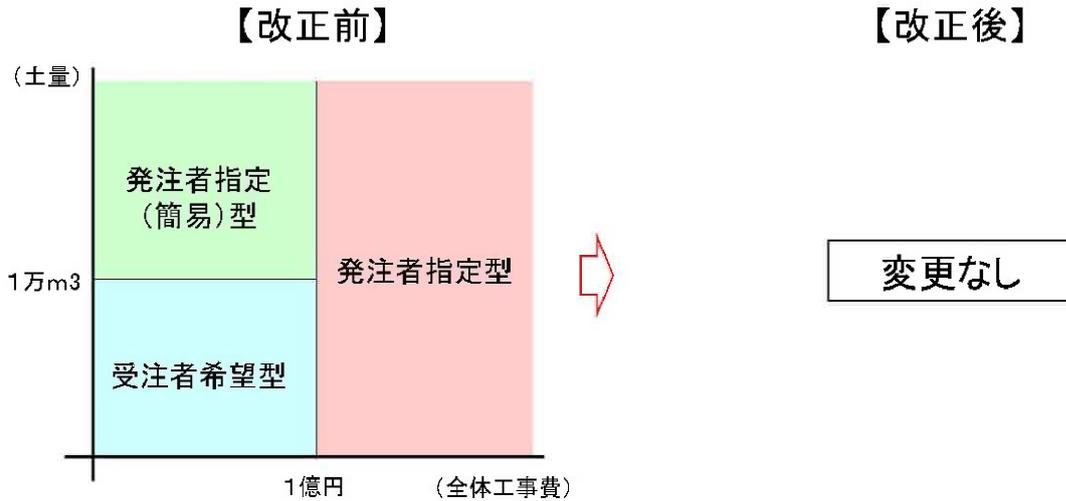
## 2 舗装工



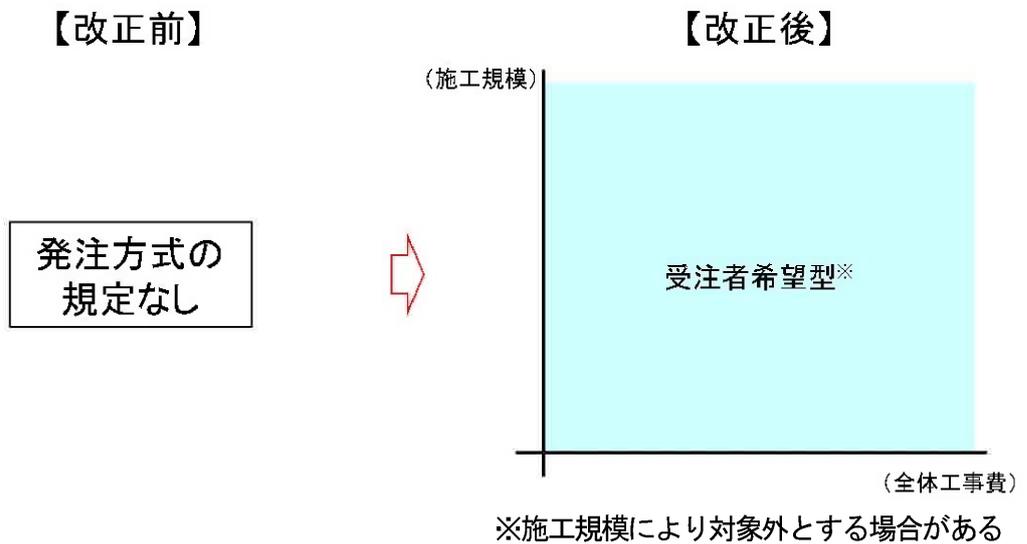
## 3 舗装工(修繕工)(切削オーバーレイ・路面切削)



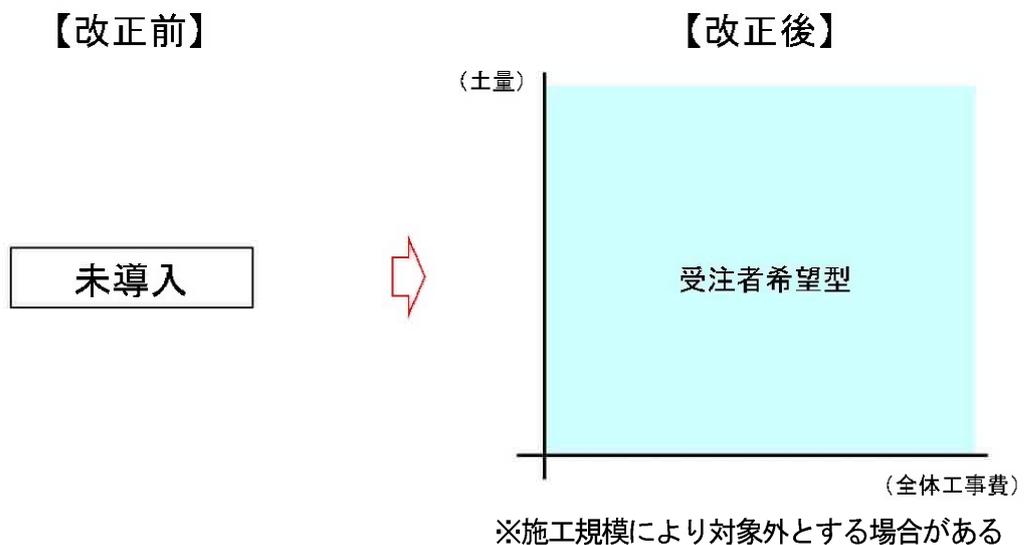
4 河川浚渫（バックホウ浚渫船）



5 法面工、地盤改良工、構造物工（橋梁上部、橋脚・橋台）、擁壁工、基礎工



6 港湾浚渫工



## 農林水産局におけるICT活用工事の試行拡大について

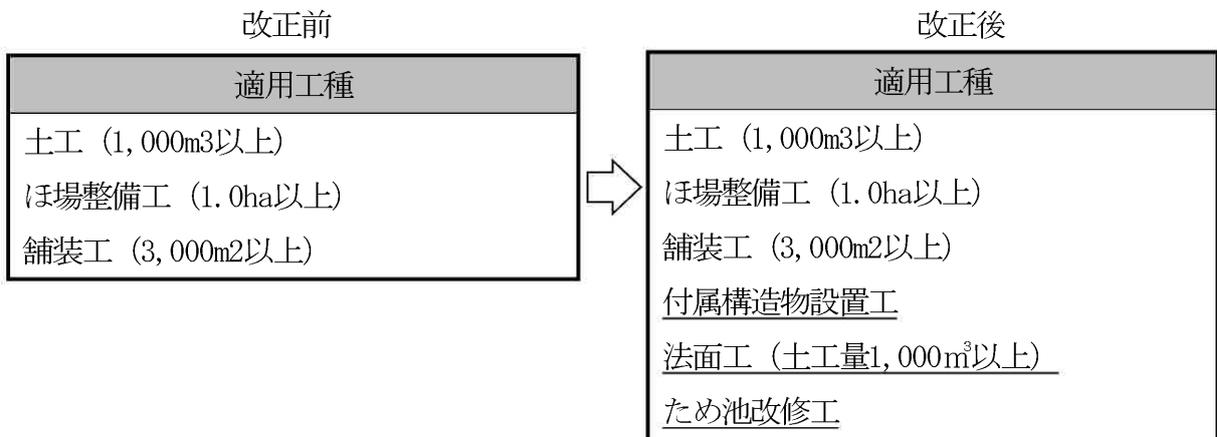
### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

### 2 内容

適用工種の拡大

土工、ほ場整備工、舗装工に加え、「附属構造物設置工」、「法面工」及び「ため池改修工」の試行を開始する。



### 3 対象工事

試行要領を定め、「広島県の調達情報」において公表する。

### 4 施行期日

令和6年8月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：農林水産局)

## 8 遠隔臨場実施工事の拡大について

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

#### 遠隔臨場とは

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地から Web 会議システム等を介して、段階確認等を行うこと。

### 2 内容

#### (1) 対象工事

請負対象設計金額1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」として実施する。また、請負対象設計金額1億円未満の工事は、「受注者希望型」として実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

#### (2) 実施方法

『広島県土木工事共通仕様書』に定める段階確認等を対象とし、その内、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和5年5月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

#### (3) 費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「遠隔臨場モデル工事实施要領」に記載の「費用」の考え方にに基づき、技術管理費に積上げ計上する。

#### 費用の一例

- ・撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ・撮影機器の設置費（移設費）
- ・通信費
- ・その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

### 3 その他

対象工事において遠隔臨場を未実施の場合も工事成績評定の減点は行わない。

### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

## 9 建設工事に係る総合評価落札方式の改正について

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

### 2 評価項目の改正点

営繕工事の技術評価型について、施工品質の向上を図るため、技術提案をより重視した配点に変更する。【営繕課】

### 3 評価方法の改正点

#### (1) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の評価基準の変更

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額に関わらず、就業履歴蓄積率を指標とし、蓄積率に応じて加点評価する。

設計金額	改正前	改正後
1億円以上	建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、就業履歴蓄積率に応じて評価する。 ＜就業履歴蓄積率＞ 25%以上・・・1.0点 25%未満・・・0.5点 活用なし・・・0.0点	同左
1億円未満	建設現場にカードリーダーを設置し、日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿の作成等の現場管理にシステムを活用した場合に評価する。 活用する・・・1.0点 活用なし・・・0.0点	建設キャリアアップシステムを当該現場で活用し、就業履歴蓄積率に応じて評価する。 ＜就業履歴蓄積率＞ 25%以上・・・1.0点 25%未満・・・0.5点 活用なし・・・0.0点

就業履歴蓄積率：カードリーダーを利用して工事現場へ入場した技能者の延べ人数／工事現場へ入場した技能者の延べ人数

対象期間：工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）まで

(2) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

企業及び配置予定技術者の工事成績の平均点（実績評価2型及び地域維持型は最高点）について、直近の技術力をより適切に評価するため、評価対象期間を変更する。

企業の施工能力「工事成績3件の平均点※」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R6. 5. 31	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成31年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	令和3年4月1日から 公告日の前日まで (3年)

※ 実績評価2型及び地域維持型は最高点

配置予定技術者の施工能力「工事成績3件の平均点※」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R6. 5. 31	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成26年4月1日から 公告日の前日まで (9年)	平成27年4月1日から 公告日の前日まで (9年)	平成30年4月1日から 公告日の前日まで (6年)

※ 実績評価2型及び地域維持型は最高点

(3) 配置予定技術者の能力の評価基準の変更

同種・同規模工事又は同一業種工事の施工経験について、合理的な範囲で技術者の柔軟な配置を可能とするため、評価対象とする従事期間について、次のとおり変更する。

	改正前	改正後
従事 役職	監理技術者又は主任技術者、現場代理人、 準じる技術者※	変更なし
従事 期間	原則として、契約工期の全期間とするが、 次の掲げる期間は除く。 ・工事を全面的に中止している期間 ・完成検査後の期間	原則として、契約工期の全期間とするが、 次の掲げる期間は除く。 ・ <u>請負契約の締結後、現場施工に着手する までの期間（現場事務所の設置、資機材 の搬入または仮設工事等が開始されるま での間）</u> ・工事を全面的に中止している期間 ・ <u>工事完成通知書提出後の期間</u>

※ 監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者

(4) 配置予定技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により単位の取得が困難であったことから評価対象期間を1年延長していたが、5類感染症に移行したこと等を踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の2年とする。

配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R5. 4. 1～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで (3年)	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで (2年)

#### (5) 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の施工経験の有無」の評価方法の変更

若手技術者の確保・育成を図るため、補助者を配置した場合、「ICT活用工事の施工経験」は、補助者の実績で評価することができるものとする。

#### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に公告する工事から実施する。

3(4)については、令和6年4月1日以降に公告する工事から実施する。

#### 5 その他【継続】

請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式により発注を行う。なお、請負対象設計金額5,000万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

〔対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は、3(2)のうち配置予定技術者の施工能力及び3(5)を除く）、商工労働局、上下水道部〕

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
① 実施方針					3.0
② 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③ 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	6.0～10.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0	11.0～15.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去3年間の工事成績3件の平均点（過去3年間の工事成績の最高点*）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	10.0～13.0	10.0～13.0	8.0～11.0	8.0～11.0	8.0～11.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去6年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点*）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ ICT活用工事の施工経験の有無（選択）	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」はく選択	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (発注事務所管内での実績に限定)	2.0～8.0	1.0～3.0			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイロード、ラブラバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
<b>(6) 施工体制評価</b>	5.0	5.0	0～5.0	5.0	0～5.0
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完了検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評価が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上（選択）※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
<b>(7) 指名除外の状況</b>	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	27.0～40.0	28.0～37.0	28.0～43.0	33.0～47.0	39.0～62.0
<b>配点（換算値）</b>	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

下線部は変更箇所

	地域維持型
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0~7.0</b>
① 過去3年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0~9.0</b>
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>6.0~12.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (発注事務所管内での実績に限定)	<b>2.0~8.0</b>
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マイロード、ラブリバー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託*の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託*の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0
<b>(7) 施工体制評価</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上で応札又は前年度に完成検査を受けた同一業種の低入札工事の成績評定が全て優良建設工事等の表彰の基準点以上	5.0
<b>合計</b>	<b>26.0~41.0</b>
<b>配点(換算値)</b>	<b>50点換算</b>

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

**下線部は変更箇所**

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R6.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
<b>1 技術提案について</b>		<u>9.0</u>	<u>18.0</u>
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			<u>9.0</u>
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		<u>9.0</u>	<u>9.0</u>
<b>2 企業の施行能力について</b>	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去 <u>3</u> 年間の工事成績の3件の平均点（広島県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の 表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置〈選択〉	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
<b>3 配置予定技術者について</b>	7.0～8.0	<u>3.0～4.0</u>	<u>3.0～4.0</u>
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
(2)過去 <u>2</u> 年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の 表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>4 地域の精通性・貢献度について</b>	3.0～4.0	<u>2.0～3.0</u>	<u>2.0～3.0</u>
(1)地域内における本店の有無	2.0	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>5 施工体制評価</b>	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた 低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上の 応札者と同様に加点〈選択〉※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
<b>6 指名除外の状況</b>	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	16.0～25.0	<u>21.0～29.0</u>	<u>30.0～38.0</u>
<b>配点（換算値）</b>	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WT○案件の型式・評価項目等は別途決定する。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正はR6.4.1からとする。

下線部は変更箇所

## 10 ダumping対策の強化について

### 1 概要

公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、完成後の調査の実施など、契約後のモニタリングの仕組みを強化する。

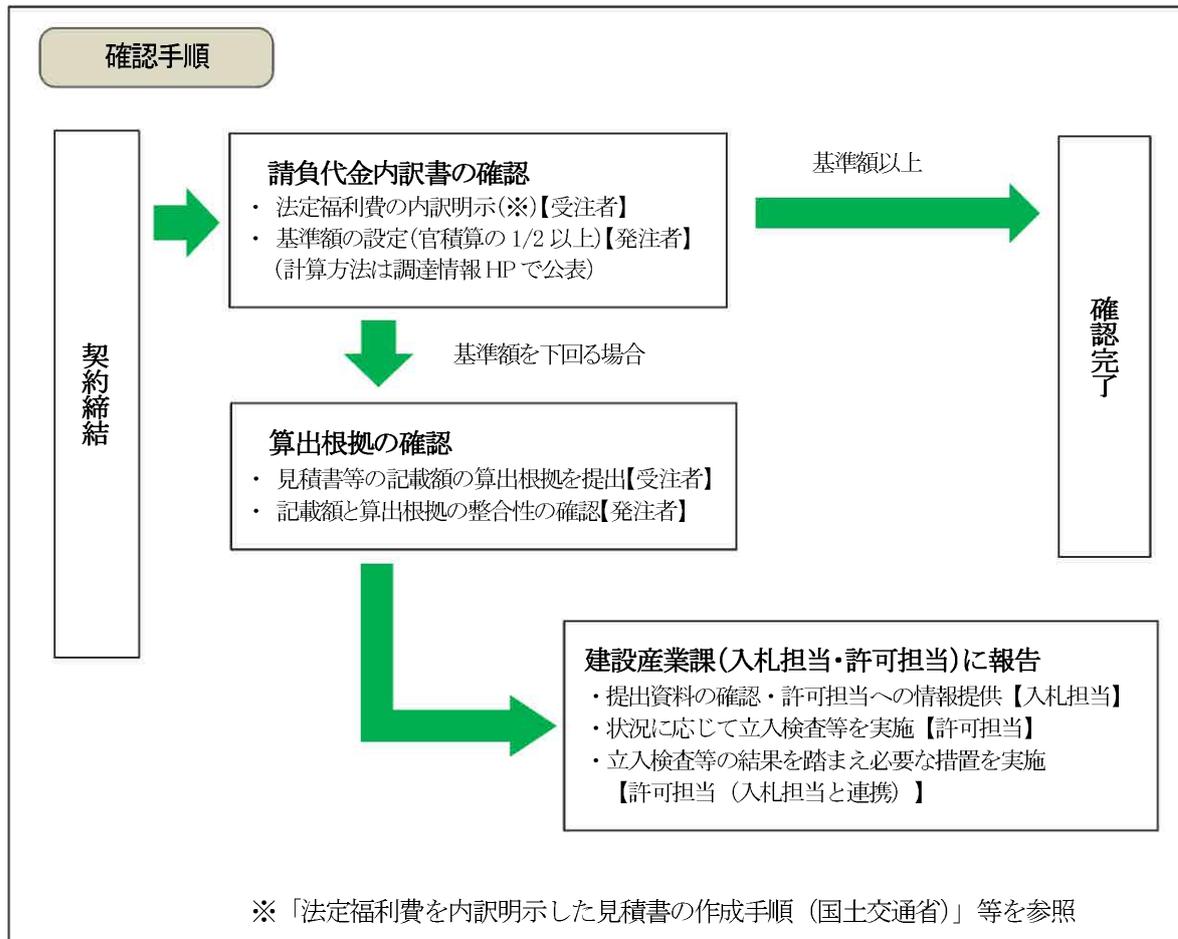
### 2 内容

#### (1) 請負代金内訳書における法定福利費の確認強化

工事請負契約締結時に提出される請負代金内訳書の確認を強化し、記載された法定福利費が官積算と比較して著しく低い場合、記載内容の根拠の提示を求め、不正の疑いがあった場合、建設業許可部局において必要な措置を実施する。

#### (法定福利費の確認に係る経緯)

- ・ 平成30年4月・・・法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化
- ・ 令和6年6月・・・官積算と比較して著しく低い場合の算出根拠の確認



(対象部局：農林水産局、土木建築局、上下水道部)

## (2) 完成後における調査の実施

実行予算に基づく入札を促進するため、低価格入札者ではない受注者についてもダンピング受注が疑われる場合、低入札価格調査制度における工事完成後調査に準ずる調査を実施する。

### ア 対象者

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、次の何れかに該当する場合において発注者が特に必要と判断した者。

- ① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
- ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
- ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
- ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合

### イ 内容

受注者は発注者の求めに応じて、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に規定する「工事完成後調査資料※」に準じる資料（労務監査は除く）を提出（※測量・建設コンサルタント等業務は、「業務完了後調査資料」）

### ウ 不適切な事案に対する措置等

調査の結果、不適切な事案と判断される場合は、必要な措置を講じる。

### エ 誓約書の提出

次のとおり、完成後における調査に係る誓約書の提出を義務付ける。

区分	誓約内容	対象者
入札時	・適正な見積りに基づく入札金額であること ・契約締結時に完成後調査に係る誓約書を提出すること	入札参加者
契約締結時	・発注者が求めた場合に調査に協力すること	落札者

※ 入札時に誓約書の提出のない場合は、入札を無効とする。

(対象部局：全部局)

## 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する案件から実施する。

## 11 優良建設工事等の表彰制度の改正について

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」等の実現に向け、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり変更する。

### 2 変更内容

建設工事の令和8年度表彰(令和7年度に引渡しを受けた建設工事が対象)から、次のとおり選考基準を変更する。(測量・建設コンサルタント等業務は変更なし)

#### (1) 要件点数の廃止

要件項目に関連する各種取組の標準化や実施状況を踏まえ、要件項目による評価を廃止し、工事成績点のみにより表彰対象工事を選考する。

	変更前	変更後
選考基準	基準点数(工事成績点) + 要件点数	基準点数(工事成績点)

#### 要件項目(令和8年度表彰から廃止)

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用等
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施(簡易型を除く)	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における4週8休以上の実施 ・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術の活用		・表彰対象工事における女性技術者による施工

## (2) 基準点数の変更

優れた成績を修めた受注者や優秀な技術者を適切に表彰するため、近年の工事成績点の状況を踏まえ、基準点数（工事成績点）を変更する。

なお、この基準点数は、令和9年度表彰（令和8年度に引渡しを受けた建設工事が対象）以降も引き上げを検討する。

区分	業種	基準点数	
		変更前	変更後
工事	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	84点	<u>85点</u>
	建築一式工事、解体工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事	85点	<u>86点</u>
	法面処理工事、舗装工事、プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	86点	<u>87点</u>

## 3 施行期日

令和7年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和8年度表彰から適用する。

※ 令和6年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和7年度表彰については、選考基準は変更しない。

(対象部局：全部局)

## 12 建設業退職金共済制度の履行確保の取組強化について

### 1 趣旨

建設労働者の雇用労働条件の改善を図るため、工事契約時における建設業退職金共済制度の履行状況の確認を強化する。

### 2 内容

工事完成時までには共済証紙の購入状況を確認する運用から、契約時点で共済証紙の購入状況を確認し、完成時に掛金の充当実績を確認する運用に見直す。

区分	改正前	改正後
契約時点	—	共済証紙の購入状況の確認※ （掛金収納書の提出 ・原則：契約後1か月以内 ・電子申請方式：契約後原則40日以内）
完成時まで	共済証紙の購入状況の確認 （掛金収納書の提出）	—
完成時	—	掛金の充当実績の確認 （掛金充当実績総括表の作成・提出）

（請負代金額が300万円以上の場合に限る。）

※ 受注者が、建設業退職金制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、それに応じた額を購入していれば十分であることに留意する。

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：全部局）

## 13 土木工事・農林漁業土木工事における中間検査の運用の改正について

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」の実現に向け、技術に優れた優良な企業の確保・育成を促す環境整備を図るため、工事成績が特に優秀な建設業者の中間検査の緩和など、中間検査の運用を改正する。

### 2 内容

土木工事の中間検査の対象とする請負代金額は、原則、通常工事は1,000万円以上、災害復旧工事は3,500万円以上としているが、全ての工事において2,000万円以上に変更する。

中間検査の回数は、原則、請負代金額2,000万円以上2億円未満の工事は1回、2億円以上の工事は2回とする。また、工期が一年を超える工事で当該年度の年割額2億円以上の場合、当該年度に中間検査を2回実施する。

なお、工事成績が特に優秀な建設業者が受注している工事については、受注者が希望する場合において、請負代金額が2,000万円以上2億円未満の工事については中間検査を割愛し、2億円以上の工事については中間検査の回数を2回から1回に減ずる。

区分	改正前	改正後
通常工事	1,000万円以上1億円未満… 1回	2,000万円以上2億円未満… 1回
	1億円以上 …… 2回	2億円以上 …… 2回
災害復旧工事	3,500万円以上 …… 1回	<工事成績が特に優秀な建設業者が希望する場合>
		2,000万円以上2億円未満… 0回
		2億円以上 …… 1回

#### 工事成績が特に優秀な建設業者

次のいずれかを満たすもの。

1 入札参加資格者名簿における当該工事と同じ業種の平均工事成績点が、おおむね上位1割以内の者※（ただし、受注実績が4件以上の者に限る。）

※ 指名・公告時に有効な広島県の建設工事等入札参加資格者名簿の「他の格付等の入札に参加できる者の1に該当する者」欄に○印が表示されている者としてします。

2 過去4年間に当該工事と同じ業種において「優良建設業者」として表彰を受けた者

#### 優良建設業者の表彰の評価対象年度

指名・公告日	R6. 6. 1～R7. 5. 31	R7. 6. 1～R8. 5. 31
対象年度	令和2・3・4・5年度表彰	令和3・4・5・6年度表彰

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名公告等する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く））

## 14 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の配置条件の改正について

### 1 趣旨

技術者の能力を最大限活用することにより生産性を向上させ、競争力を強化することを促す環境整備を図るため、管理技術者の配置条件を改正する。

### 2 内容

分野別の発注を原則とする測量・建設コンサルタント等業務において、例外的に複数の業務分野にまたがる内容の業務（複合業務）を発注する場合、管理技術者の複数配置を求めていた取扱いを見直し、適用分野（いわゆる主たる業務分野）の実施に必要な要件を満たす者に役割を一元化する。

	改正前	改正後
適用分野	設計金額の構成割合が最も大きい分野	業務目的、設計金額の構成割合等を踏まえて決定
管理技術者の配置条件	複数配置（当該業務を構成する全ての業務分野にそれぞれ配置）	1名配置（適用分野の実施に必要な条件を満たす者）

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

（対象部局：全部局）

## 15 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の改正について

### 1 趣旨

総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

### 2 評価項目の改正

#### 配置予定管理技術者の能力「CIMモデル業務の実績」の追加

CIMモデル業務の推進を図るため、過去2年間において管理技術者としてCIMモデル業務を実施している場合、加点点評価する。

評価基準	配点
1件以上	1点
実績なし	0点

### 3 評価対象期間の変更

#### (1) 配置予定管理技術者の能力「同種業務分野（部門）の業務成績評定点」における評価対象期間の変更

平成30年7月豪雨災害に伴う成績評定対象外の業務が多く発生した平成30年度の影響がなくなったことを踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の5年とする。

配置予定管理技術者の能力「業務成績評定の平均点」の評価対象期間

指名通知日	R6. 6. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	平成31年4月1日から指名通知した日の前日まで（6年→ <u>5</u> 年）

#### (2) 配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」における評価対象期間の変更

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により単位の取得が困難であったことから評価対象期間を1年延長していたが、5類感染症に移行したこと等を踏まえ、評価対象期間の延長を終了し、従前の2年とする。

配置予定管理（担当）技術者の能力「継続教育（CPD）の取組み」の評価対象期間

指名通知日	R6. 4. 1～R7. 3. 31
評価対象期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（3年→ <u>2</u> 年）

### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名する業務から実施する。

3（2）については、令和6年4月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課は2、3（1）を除く）、商工労働局、上下水道部）

#### 【参考】

令和7年6月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
○企業の能力「CIMモデル業務の実績」の評価基準の変更 CIMモデル業務の更なる推進を図るため、加点点評価の評価基準を変更する。

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R6. 6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2) <sup>※3</sup>			
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性(本店所在地)			◎(1) <sup>※3</sup>		(2)	
品質確保体制(実施体制)	(2)		(2)		(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)		(1)		(1)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	(21)		(24)		(18)	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み <sup>※4</sup>	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去5年間の同種業務分野(部門)の業務成績評定点	(6)		(6)		(5)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(1)		(1)		(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2) <sup>※1</sup>	(4)	(4) <sup>※2</sup>	(4)	(4) <sup>※2</sup>
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み <sup>※4</sup>	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技術評価点	(56)		(39)～(42)		(36)	
価格評価点	(40)		(40)		(40)	
評価値(技術評価点+価格評価点)	96		79～82		76	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※4 技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R6. 4. 1 からとする。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建築設計業務】の評価項目改正案 (R6. 6～)

評価項目		型式	
		実績評価型	技術評価型
(1) 企業の能力		(13)	(13)
過去 10 年間の同種・同規模設計業務の実績		(6)	(6)
地域内における過去 10 年間の同種設計業務の実績		(3)	(3)
過去 5 年間の県発注同種業務分野 3 件の業務成績評定の平均点		(3)	(3)
過去 2 年間に建築関係での優良建設コンサルタントの表彰に該当		(1)	(1)
(2) 配置予定管理技術者		(13)	(11)
管理技術者の保有する専門資格		(2)	(2)
若手・女性技術者の配置		(2)	
過去 2 年間の継続教育 (CPD) の取組み		(3)	(3)
過去 10 年間の管理技術者の同種業務の実績		(6)	(6)
(3) 配置予定担当技術者		(6)～(8)	(6)～(8)
〔総合〕	[総合]保有する資格	(2)	(2)
	過去 2 年間の継続学習 (CPD) の取組状況 (建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績)	(2)	(2)
〔構造〕	[構造]保有する資格	(1)	(1)
	過去 2 年間の継続学習 (CPD) の取組状況 (建築 CPD 運営会議が運営する制度における学習実績)	(1)	(1)
〔設備〕	[設備]保有する資格<選択>	◎(1)	◎(1)
	過去 2 年間の継続学習 (CPD) の取組状況 (建築 CPD 運営会議及び建設系 CPD 協議会 加盟団体が運営する制度における学習実績)	◎(1)	◎(1)
(4) 社会的要請・貢献		(2)	(2)
賠償責任保険加入状況		(1)	(1)
広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況		(1)	(1)
(5) 指名除外の状況		(-1)	(-1)
過去 1 年間における指名除外措置の有無		(-1)	(-1)
(6) 技術提案			(15)
性能・機能の向上に関する課題			(15)
合 計		(34)～(36)	(47)～(49)

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※技術者の継続教育の評価対象期間の改正は R6. 4. 1 からとする。

下線部は変更箇所

## 16 CIM推進モデル業務及びCIM活用工事の拡大について

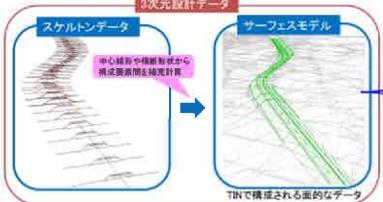
### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、引き続き「CIM推進モデル業務」及び「CIM活用工事」の拡大に取り組む。

### 2 内容

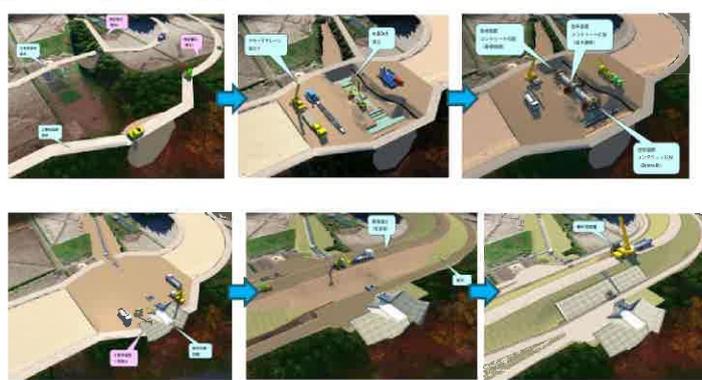
#### (1) CIM推進モデル業務

- ①「土工の3次元設計業務」について、ICT活用工事（土工）の推進を図るため、概ね1,000m<sup>3</sup>以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で発注する。
- ②「CIM活用業務」について、橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務を対象に、請負対象設計金額1千万円以上の業務を「発注者指定型」請負対象設計金額1千万円未満の業務を「受注者希望型」で発注し、対象となる主要な土木構造物の詳細設計業務件数の6割の実施を目指す。

CIM推進モデル業務	
<p><b>① 土工の3次元設計</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工段階のICT活用工事に利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務</li> <li>ICT活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成</li> </ul>  <p>3次元設計データのイメージ</p>	<p><b>② CIM活用業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CIMを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なCIMモデルの作成、CIMモデルを活用した検討等を実施する業務</li> </ul> <p>※CIMモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（CIMモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの</p> <p>例：鉄筋の3次元モデル（幾何形状）を作成する場合</p>  <p>構造物モデルの概念</p>  <p>統合モデルの作成例</p>

#### (2) CIM活用工事

設計段階において作成した「CIMモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で発注する。

CIMの活用事例	
<p><b>CIM活用工事（施工計画の検討事例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設備の配置や施工手順、工事の進捗状況等をCIMモデルを活用し視覚化することで、計画の策定、関係者間での情報の共有を行い、事業推進の効率化・高度化を図る</li> </ul> <p>※CIMモデルとは 対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（CIMモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの</p>	
	

### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

## 17 一抜け方式の要件緩和について

### 1 趣旨

入札不調・不落を防止するとともに、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行を推進するため、一抜け方式の要件の緩和等を行う。

### 2 一抜け方式とは

一抜け方式とは、競争入札に付す複数の案件において、落札者を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式である。

### 3 内容

災害復旧工事等の集中する局面での活用を念頭においていた制度趣旨を見直し、緊急性要件を廃止するとともに、適用対象を拡大し、地域維持業務を追加する。

#### 「建設工事における一抜け方式による入札実施要領」の改正概要

条項	改正前	改正後
第1条 趣旨	広島県が発注する建設工事のうち、 <u>同時期に発注が集中する公共土木施設の災害復旧工事等</u> について、入札の不調・不落を防止し <u>工事の円滑な執行による早期復旧を目的に実施する一抜け方式の入札</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	広島県が発注する建設工事について、 <u>入札の不調・不落の防止や、地域の実情に応じた迅速かつ計画的な事業執行の推進を目的に実施する一抜け方式の入札</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
第3条 対象工事	同一の発注機関の案件であること	同左
	同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件であること	同左
	工事（業務）の種類（入札参加資格の認定業種（業務））が同一の案件であること	同左
	主任（監理）技術者の配置（専任の要否は問わない）に重複する期間がある案件であること※建設工事に限る	同左
	緊急に施工（実施）する必要のある工事（業務）の案件であること	－（ <u>廃止</u> ）
第5条 その他	この要領の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務について、これを準用する。	この要領の規定は、（中略）及び <u>地域維持業務委託事務処理要綱（試行）第2（1）に規定する地域維持事業にかかる業務</u> について、これを準用する。

### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から実施する。

（対象部局：全部局）

## 18 電子保証の導入について

### 1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入する。

### 2 内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保証証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とする。

（電子保証の対象となるもの）

区分	保証事業会社	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	—

### 3 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務

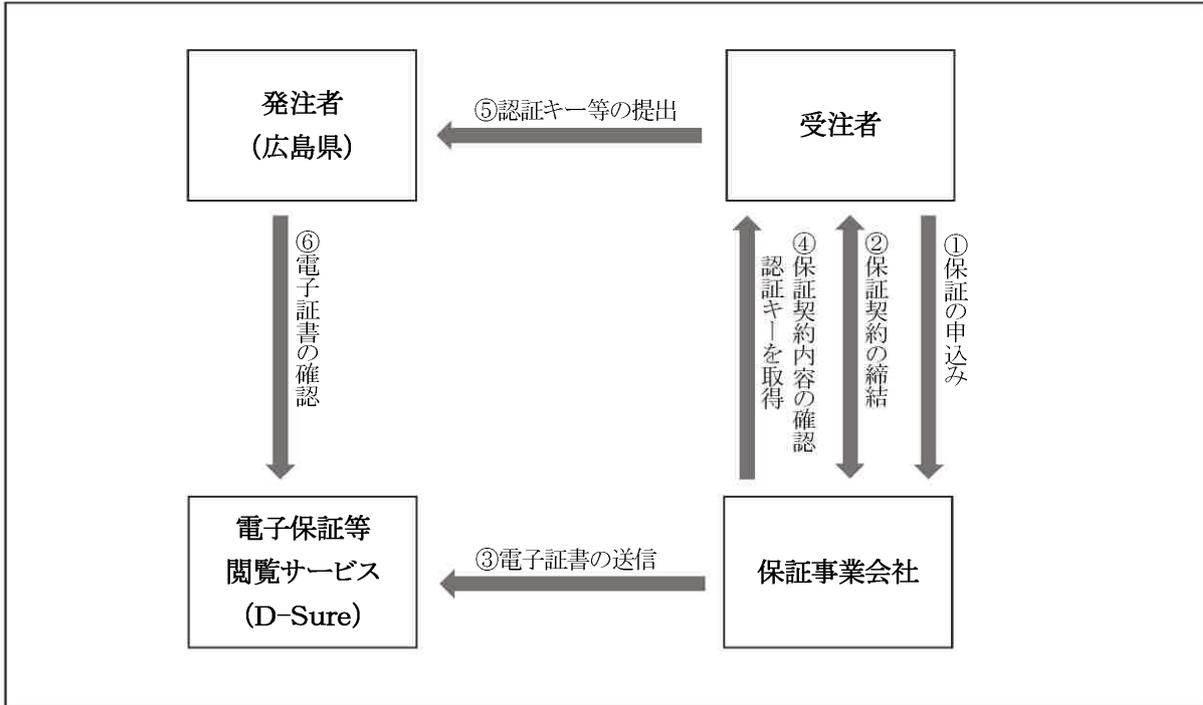
### 4 施行期日

令和6年6月1日以降に契約する工事・業務から適用する。

（対象部局：全部局）

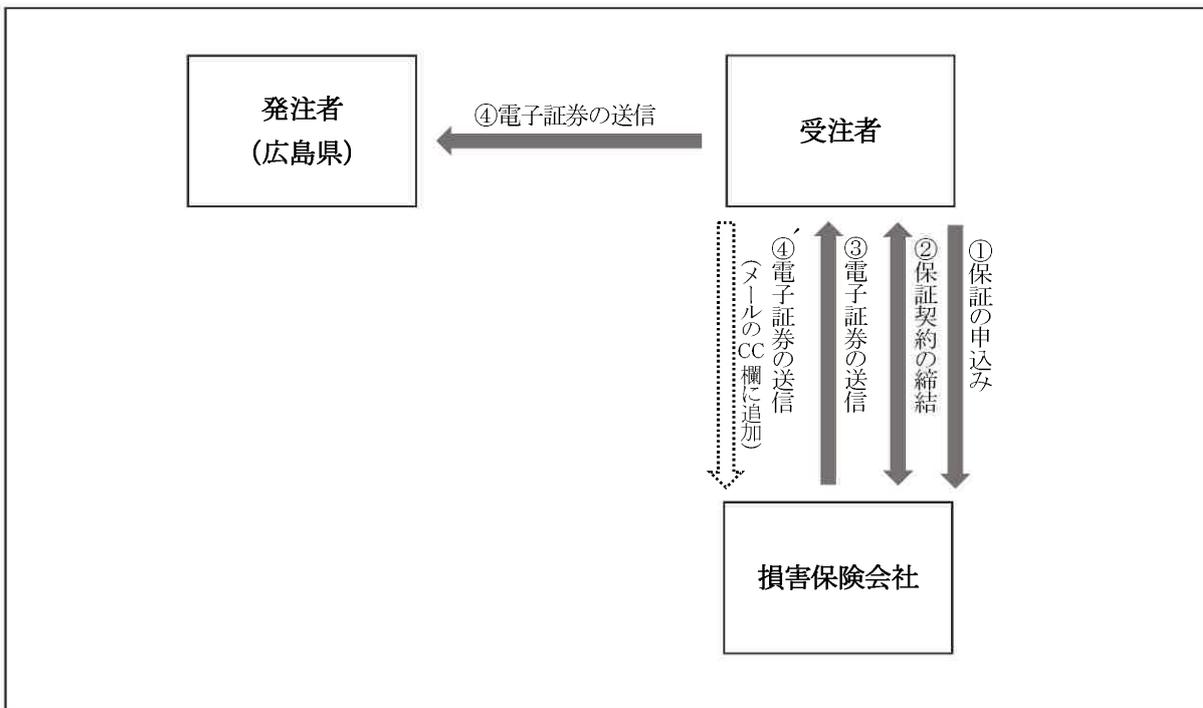
## 電子証書等の提出方法

### 【保証事業会社の場合】



※ 発行された認証キー（PDFファイル）を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレス宛に提出

### 【損害保険会社の場合】



※ 発行されたPDF形式の証券（証書）を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレスに加え、送信先のCC（複写）欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力し提出

## 19 談合情報対応マニュアルの改正について

### 1 趣旨

入札契約に係る不正排除を徹底し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、談合疑義事実に関する対応ルールを整備する。

### 2 内容

談合情報対応マニュアルにおける談合調査は、第三者からの談合情報の提供があった場合を談合調査の対象としているが、同マニュアルを改正し、情報提供の有無に関わらず、談合疑義事実が確認された場合についても、談合調査に準じて調査の対象とする。

#### (1) 調査対象

談合等の不正事実があると疑うに足る事実（談合疑義事実）が確認された場合

（談合疑義事実の例）

- 入札結果に規則性が認められる場合
- 工事費内訳書などの入札関係書類に不自然さが認められる場合
- その他、談合等の不正事実があると疑うに足る事実が確認された場合

#### (2) 調査手順



### 3 施行期日

令和6年6月1日以降に指名・公告する工事・業務から適用する。

(対象部局：全部局)

## 20 令和7・8年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項について

### 1 趣旨

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に関する事項を追加する。

また、客観数値にあたる経営事項審査の改正に伴い、エコアクション21の認証に関する事項を削除する。

### 2 令和7・8年度の評価項目（主観数値）

現行（令和5・6年度）		改正案（令和7・8年度）	
評価項目	配点	評価項目	配点
工事の施工実績		工事の施工実績	
県発注工事の工事成績数値		県発注工事の工事成績数値	
優良建設業者表彰	10点～40点	優良建設業者表彰	10点～40点
<新設>		担い手の育成	5点～10点
<新設>		CCUSの活用状況	
品質等の確保		品質等の確保	
エコアクション21の認証	3点	ISO14005の取得	5点
ISO14005の取得	3点	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点
建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点		
県の重要施策（※県内業者限定）		県の重要施策（※県内業者限定）	
消防団協力事業所の認定※	5点	消防団協力事業所の認定※	5点
広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点
障害者の雇用※	5点	障害者の雇用※	5点
大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点
広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点
指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 （×除外月数）	指名除外等の状況（△減点評価）	△10点 （×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

#### 【新たに導入する評価項目】

項目	内容
CCUSの活用状況	CCUSを導入している場合に加点。（事業者登録：5点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）